四、山陽スコット株式会社に対する件

昭和五二年（排）第九号

排除命令

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号
山陽スコット株式会社
右代表者　代表取締役　尾上史郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　山陽スコット株式会社は、一般消費者を対象に、昭和五一年一〇月一〇日から同年一二月一八日までを期間とし、「世界のリゾート地へご招待」と称して行つた懸賞による景品類の提供が景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第一項第一号又は第二号の方法により景品類の

提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、速やかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　山陽スコツト株式会社（以下「山陽スコツト」という。）は、肩書地に本店を置き、家庭用及び衛生用紙製品の製造販売並びに化粧品等の販売業を営む事業者である。

二　山陽スコットは、一般消費者を対象に、「世界のリゾート地へご招待」と称し、同社が製造販売する「スコツティ・フエイシヤルテイシユー」と称するテイシユーペーパーのうちマジツクオーバルタイプ四〇〇枚（二〇〇組）入りの包装箱に、クイズの問題、応募方法等を記載し、昭和五一年一〇月一〇日から同年一二月一八日までの期間に、はがきによる回答を募集し、抽せんにより、「スイス・シヤモニー」七泊八日旅行（約三四万三〇〇〇円相当）に二〇名、「フランス・ニース」七泊八日旅行（約三四万三〇〇〇円相当）に一五名、「メキシコ・アカプルコ」五泊六日旅行（約三〇万九〇〇〇円相当）に三〇名及び「タヒチ」七泊八日旅行（約二九万八〇〇〇円相当）に一五名を、それぞれ招待することを企画し、この企画に基づき、右旅行に招待した。また、同社は、右旅行招待に伴い、招待者全員に対し、国内旅費として一名当たり二万円を提供している。

なお、同社は、右懸賞の募集を、新聞、雑誌等に掲載して広告し、商品を購入しないものでも応募できる方法を用いている。

三　山陽スコットの前記懸賞に係る取引の価額は、二一〇円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、四、二〇〇円である。したがって、前記景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、山陽スコットの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）附則第二項の規定により、同条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）備考第一項第二号に該当する懸賞であつて、同告示第一項の規定に違反するものである。

なお、同社は、商品に記載されているクイズの問題等について、はがきで回答する方法と商品の取引があったことを証する物を提示しないで応募できる方法とを併用しているが、このことは同告示備考第二項の規定により、本件について、同告示備考第一項第二号の規定の適用を妨げるものではない。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五二年六月二〇日

公正取引委員会

委員長　澤田悌

委員　瀧川正久

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎